

## 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定及び地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 6 条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県子ども・若者施策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第 72 条第 4 項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第 2 条第 1 項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年神奈川県条例第 52 号）第 3 条第 1 項に規定する設備及び運営の向上
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

(委員)

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

( 専 門 委 員 )

第 5 条 審 議 会 に、 専 門 の 事 項 に つ い て 調 査 審 議 さ せ る 必 要 が あ  
る と き は、 専 門 委 員 を 置 く こ と が で き る。

2 専 門 委 員 は、 当 該 専 門 の 事 項 に 関 し 優 れ た 識 見 を 有 す る 者 及  
び 関 係 行 政 機 関 の 職 員 の う ち か ら、 知 事 が 委 嘱 し、 又 は 任 命 す  
る。

3 専 門 委 員 は、 当 該 専 門 の 事 項 に 関 す る 調 査 審 議 が 終 了 し た と  
き は、 解 嘱 さ れ、 又 は 解 任 さ れ る も の と す る。

( 会 議 )

第 6 条 審 議 会 の 会 議 は、 会 長 が 招 集 し、 そ の 議 長 と な る。

2 審 議 会 の 会 議 は、 委 員 の 2 分 の 1 以 上 の 出 席 が な け れ ば 開  
く こ と が で き な い。

3 審 議 会 の 会 議 の 議 事 は、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決  
し、 可 否 同 数 の と き は、 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

( 部 会 )

第 7 条 審 議 会 は、 そ の 所 掌 事 項 に 係 る 専 門 的 事 項 を 調 査 審 議 さ  
せ る た め、 部 会 を 置 く こ と が で き る。

2 部 会 に 属 す べ き 委 員 及 び 専 門 委 員 は、 会 長 が 指 名 す る。

3 部 会 に 部 会 長 を 置 き、 当 該 部 会 に 属 す る 委 員 の う ち か ら こ れ  
を 会 長 が 指 名 す る。

4 部 会 長 は、 当 該 部 会 の 会 務 を 掌 理 す る。

5 部 会 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 部 会 長 が 欠 け た と き は、 部 会 に  
属 す る 委 員 の う ち か ら 部 会 長 が あ ら か じ め 指 名 す る 者 が そ の 職  
務 を 代 理 し、 又 は そ の 職 務 を 行 う。

6 審 議 会 は、 そ の 定 め る と ころ に よ り、 部 会 の 議 決 を も っ て 審  
議 会 の 議 決 と す る こ と が で き る。

7 前 条 の 規 定 は、 部 会 に つ い て 準 用 す る。 こ の 場 合 に お い て、  
同 条 中 「 審 議 会 」 と あ る の は 「 部 会 」 と、「 会 長 」 と あ る の は 「 部  
会 長 」 と、「 委 員 」 と あ る の は 「 当 該 部 会 の 委 員 」 と 読 み 替 え る  
も の と す る。

( 委 員 で な い 者 の 出 席 )

第 8 条 審 議 会 又 は 部 会 に お い て 必 要 が あ る と 認 め た と き は、 そ  
の 会 議 に、 専 門 的 事 項 に 関 し 学 識 経 験 を 有 す る 者、 関 係 行 政 機  
関 の 職 員 そ の 他 関 係 人 の 出 席 を 求 め、 そ の 意 見 又 は 説 明 を 聴 く  
こ と が で き る。

( 会 長 へ の 委 任 )

第 9 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か、 審 議 会 の 運 営 に 関 し 必 要  
な 事 項 は、 会 長 が 審 議 会 に 諮 っ て 定 め る。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 6 年 3 月 1 日 か ら 施 行 す る。